

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年4月11日
【発行者名】	三井住友アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 横山 邦男
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	三島 克哉
【電話番号】	03-5405-0228
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ベトナム株式ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	100億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

**・【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】**

平成25年10月10日付をもって提出しました「ベトナム株式ファンド」の有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について、平成26年4月11日に半期報告書を提出したことに伴う関係情報の更新、その他訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書により訂正を行うものです。

**・【訂正の内容】**

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

**第一部【証券情報】****(5)【申込手数料】****<訂正前>**

原則として、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)に、3.15%(税抜き3.0%)を上限<sup>\*</sup>として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

\*消費税率が8%となった場合は「3.24%(税抜き3.0%)を上限」となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または前記「(4)発行(売出)価格」に記載の委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

**<訂正後>**

原則として、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)に、3.24%(税抜き3.0%)を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または前記「(4)発行(売出)価格」に記載の委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (3)【ファンドの仕組み】

<訂正前>

(略)

□ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

2,000百万円（平成25年8月30日現在）

(略)

(ハ) 大株主の状況

（平成25年10月1日現在）

名称	住所	所有 株式数	比率 (%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	7,056	40.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	4,851	27.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	4,851	27.5
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目1番1号	882	5.0

<訂正後>

(略)

□ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

2,000百万円（平成26年2月28日現在）

(略)

(ハ) 大株主の状況

（平成26年2月28日現在）

名称	住所	所有 株式数	比率 (%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	7,056	40.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	4,851	27.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	4,851	27.5
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目1番1号	882	5.0

## 2【投資方針】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (1) 投資方針」の記載は、下記の通り更新されます。

### (1)【投資方針】

#### イ 基本方針

当ファンドは、マザーファンド受益証券を主要投資対象として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### ロ 投資態度

- (イ) マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてベトナムの取引所に上場している株式、および世界各国・地域の取引所に上場しているベトナム企業の株式等に投資することにより、信託財産の成長を目指して運用を行います。また、事業展開や収益構造等から実質的にベトナム企業と考えられる他の国籍企業の株式にも投資することがあります。
- (ロ) ベトナムの取引所に上場している株式への投資は、当該株式の値動きに連動する有価証券への投資で代替することがあります。
- (ハ) 銘柄選定にあたっては、成長性、財務健全性および流動性等に配慮し、厳選投資します。
- (ニ) 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができないことがあります。

## ファンドの特色

① 主としてベトナムの取引所に上場している株式、および世界各国・地域の取引所に上場しているベトナム企業の株式等に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。

- 事業展開や収益構造等から実質的にベトナム企業と考えられる他の国籍企業の株式にも投資することがあります。
- ベトナムの取引所に上場している株式への投資は、当該株式の値動きに連動する有価証券を通じて行うこともあります。
- 実際の運用は、ベトナム株マザーファンドを通じて行います。

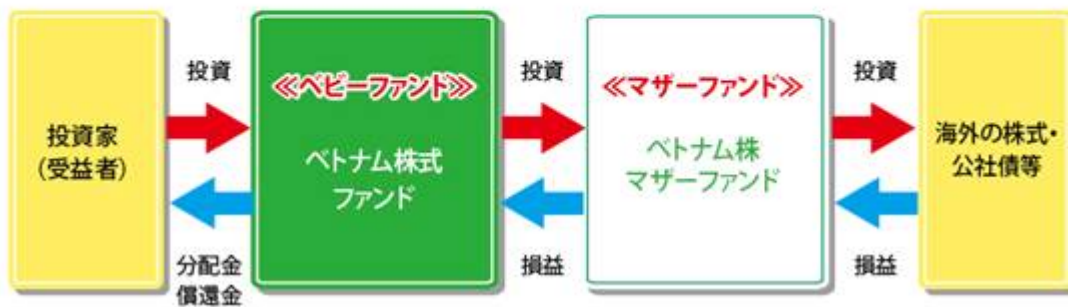
② 銘柄選定にあたっては、成長性、財務健全性および流動性等に配慮し、厳選投資します。

③ 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

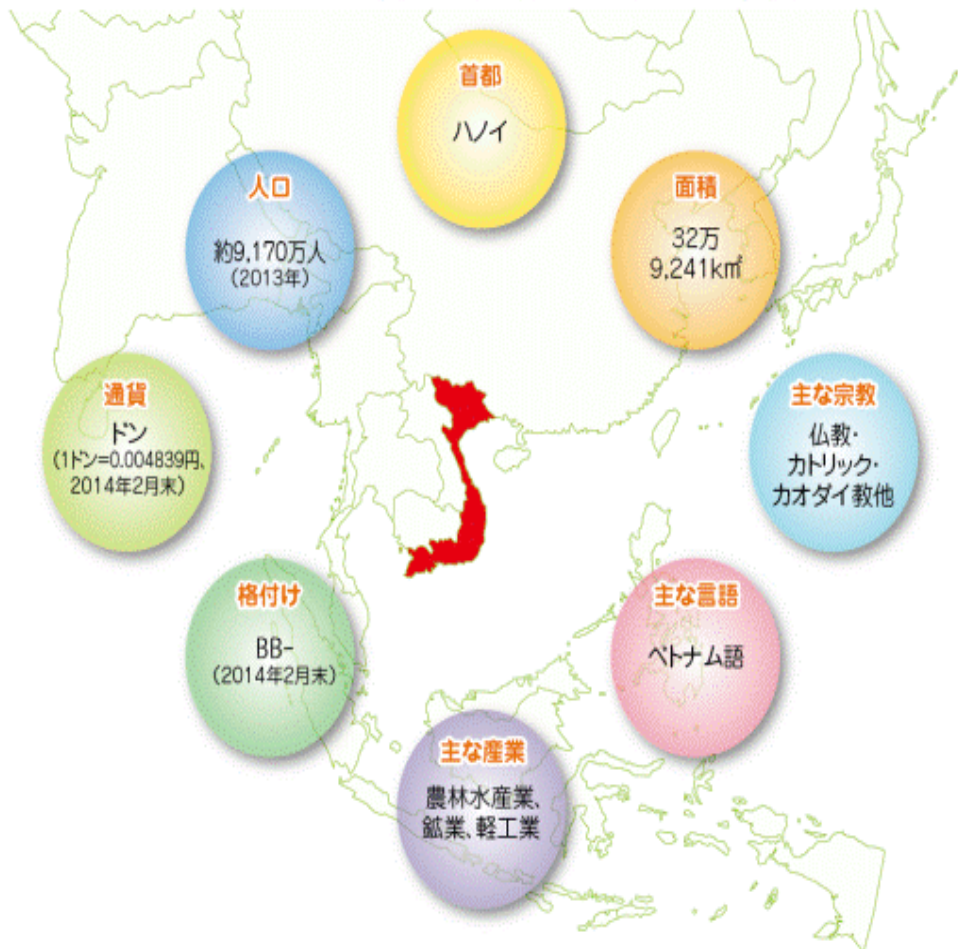
※流動性等を勘案し、現金等の保有比率を高める場合があります。  
 ※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドである「ベトナム株マザーファンド」の組入れを通じて、実際の運用を行います。



## ベトナム社会主義共和国の概要



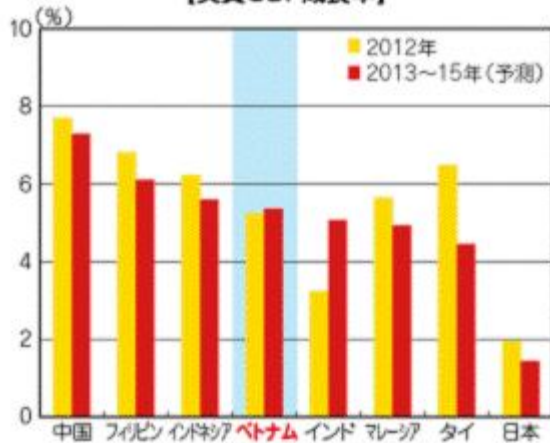
(注)人口は、2013年の国連予測値。格付けは、S&P自国通貨建て長期債務格付け。  
(出所)外務省、国連、S&P、Bloomberg L.P.のデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

## ベトナムの魅力①＜経済成長＞



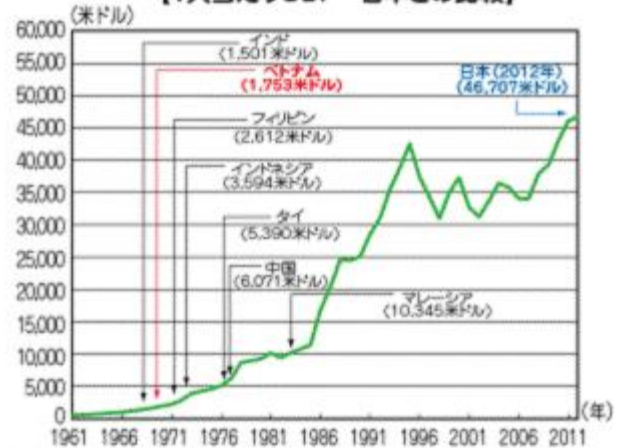
ベトナムの実質GDP成長率（2013～2015年予測）は、アジアの中ではインドネシアやインドに近い水準を維持しています。2012年のベトナムの1人当たりGDPは、1,753米ドルと中国の3分の1以下であり、日本の高度経済成長期の水準です。

【実質GDP成長率】



(注) 2013～2015年はIMF予測値(2013年10月時点)の平均。  
(出所) IMFのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

【1人当たりGDP 日本との比較】



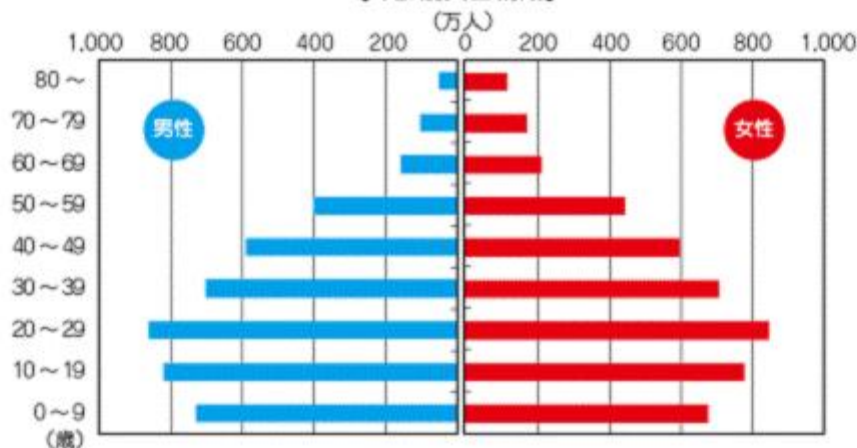
(注1) 折れ線グラフは1961年～2012年の日本の1人当たりのGDPデータ。各国の1人当たりのGDPデータは2012年現在。  
(注2) 各国の1人当たりのGDPが過去の日本と同様に推移することを示唆するものではありません。また、各国の今後の経済発展を保障するものではありません。  
(出所) IMF、国連、内閣府のデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

## ベトナムの魅力②＜若い人口構成＞



ベトナムは、人口の約半分が30歳未満で、若く活力のある国です。また、国民性は「勤勉」で「忍耐強い」と言われています。

【年齢別人口構成】



(注) 2010年の国連予測値(2014年2月時点)。  
(出所) 国連のデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※グラフデータは、参考情報として記載した過去の実績および将来の予想であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。



## ベトナムの魅力③<外国企業の進出と内需>



ベトナムは、外資の導入政策が推進されており、日本企業も事業展開の有望国として評価しています。

国民の所得水準向上に伴う内需の拡大等、消費市場としても期待されています。

### 【日本企業（製造業）の中期的\*事業展開有望先】

順位	2013年度調査
1	インドネシア
2	インド
3	タイ
4	中国
5	ベトナム

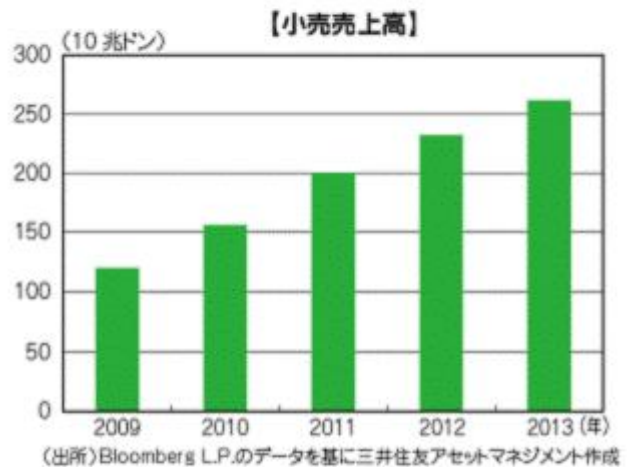
### 【ベトナムを有望先とする主な理由】

1. 現地マーケットの今後の成長性
2. 安価な労働力
3. 優秀な人材

※2013年度調査時点

\*中期的とは今後3年程度。

(出所)国際協力銀行「わが国製造企業の海外事業展開に関する調査報告-2013年度版」を基に三井住友アセットマネジメント作成



## 【ご参考】株式市場、為替の推移



※グラフ・データは、参考情報として記載した上記指数等の過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。



### （３）【運用体制】

<訂正前>

イ 運用体制

（ 略 ）

リスク管理部は9名程度、運用企画部は7名程度で構成されています。

（ 略 ）

<訂正後>

イ 運用体制

（ 略 ）

リスク管理部は8名程度、運用企画部は8名程度で構成されています。

（ 略 ）

## 4【手数料等及び税金】

### （１）【申込手数料】

<訂正前>

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.15%（税抜き3.0%）を上限<sup>\*</sup>として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

\*消費税率が8%となった場合は「3.24%（税抜き3.0%）を上限」となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

（ 略 ）

<訂正後>

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.24%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

（ 略 ）

## ( 3 ) 【信託報酬等】

## &lt; 訂正前 &gt;

純資産総額に年1.869%（税抜き1.78%）<sup>\*</sup>の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

\*消費税率が8%となった場合は「年1.9224%（税抜き1.78%）」となります。また、下記の配分も相応分上がります。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の実質的配分は以下の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.945% (0.90%)	年0.840% (0.80%)	年0.084% (0.08%)

( )内は税抜き。

## &lt; 訂正後 &gt;

純資産総額に年1.9224%（税抜き1.78%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の実質的配分は以下の通りです。

< 信託報酬の配分（税抜き） >

委託会社	販売会社	受託会社
年0.9%	年0.8%	年0.08%

上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

## ( 4 ) 【その他の手数料等】

## &lt; 訂正前 &gt;

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.00735%（税抜き0.007%）以内<sup>\*</sup>の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。

\*消費税率が8%となった場合は「年0.00756%（税抜き0.007%）以内」となります。

( 略 )

## &lt; 訂正後 &gt;

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.00756%（税抜き0.007%）以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。

( 略 )

## （５）【課税上の取扱い】

<訂正前>

（略）

### 二 個人、法人別の課税の取扱いについて

#### （イ）個人の受益者に対する課税

##### ・ 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

時期	税率
平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%および地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

##### ・ 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との通算が可能です。

時期	税率
平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%および地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

#### （ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。

時期	税率
平成25年12月31日まで	7.147%（所得税のみ）
平成26年1月1日以降	15.315%（所得税のみ）

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です（平成26年1月1日以降）。

当ファンドは、受取配当にかかる益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」（以下「NISA」といいます。）をご利用の場合

NISAとは、平成26年1月1日より開始される非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

上記「（５）課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、平成25年8月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

<訂正後>

( 略 )

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

・ 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% ( 所得税15.315% および地方税5% )の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・ 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315% ( 所得税15.315% および地方税5% )の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座)の利用も可能です。

なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との通算が可能です。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315% ( 所得税のみ )の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。

当ファンドは、受取配当にかかる益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

非株式割合に関する制限はありません(約款規定なし)。

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、平成26年2月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

## 5【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」の記載は、下記の通り更新されます。

## (1)【投資状況】

平成26年2月28日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
ベトナム株マザーファンド受益証券	日本	677,686,851	100.18
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1,218,884	0.18
合計（純資産総額）		676,467,967	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ 主要投資銘柄

平成26年2月28日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	ベトナム株マザーファンド	1,339,037,447	0.4154	556,333,651	0.5061	677,686,851	100.18

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

## ロ 種類別の投資比率

平成26年2月28日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.18
合計	100.18

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】  
【純資産の推移】

年月日	純資産総額 (円)	1万口当たりの 純資産額(円)
第1期(平成23年 7月12日)	257,208,608	6,823
(分配落)		
(分配付)	257,208,608	6,823
第2期(平成24年 7月12日)	239,071,204	6,394
(分配落)		
(分配付)	239,071,204	6,394
第3期(平成25年 7月12日)	875,377,303	10,549
(分配落)		
(分配付)	875,377,303	10,549
平成25年 2月末日	604,238,054	8,857
3月末日	485,465,046	9,593
4月末日	565,721,968	9,878
5月末日	775,168,841	11,221
6月末日	860,555,085	10,410
7月末日	882,097,040	10,604
8月末日	697,576,319	10,493
9月末日	557,397,740	11,126
10月末日	498,445,481	11,375
11月末日	546,094,747	12,017
12月末日	528,045,603	12,244
平成26年 1月末日	669,951,342	13,244
2月末日	676,467,967	13,510

## 【分配の推移】

計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期(平成22年 7月 1日～平成23年 7月12日)	0
第2期(平成23年 7月13日～平成24年 7月12日)	0
第3期(平成24年 7月13日～平成25年 7月12日)	0

## 【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1期	31.8
第2期	6.3
第3期	65.0
第4期(中間期)	18.9

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。



## ( 4 ) 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	424,771,876	47,821,544
第2期	144,212,455	147,259,726
第3期	1,317,380,302	861,496,776
第4期（中間期）	156,829,974	532,788,380

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

## 〔参考情報〕

## 〔ベトナム株マザーファンド〕

## ( 1 ) 投資状況

平成26年2月28日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	ベトナム	1,000,058,522	91.96
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		87,434,439	8.04
合計（純資産総額）		1,087,492,961	100.00

## ( 2 ) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ 主要投資銘柄

平成26年2月28日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ベトナム	株式	VIETNAM DAIRY PRODUCTS JSC	食品・飲料・タバコ	259,940	657.60	170,936,544	681.60	177,175,104	16.29
ベトナム	株式	PETROVIETNAM DRILLING AND WE	エネルギー	420,253	319.19	134,144,757	374.39	157,342,723	14.47
ベトナム	株式	PETROVIETNAM GAS JOINT STOCK	公益事業	270,620	345.60	93,526,272	398.40	107,815,008	9.91
ベトナム	株式	FPT CORP	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	284,220	235.67	66,984,969	302.40	85,948,128	7.90
ベトナム	株式	MASAN GROUP CORP	食品・飲料・タバコ	143,430	437.28	62,720,350	470.40	67,469,472	6.20
ベトナム	株式	REFRIGERATION ELECTRICAL ENGINEERING COR	資本財	436,450	150.72	65,781,744	154.56	67,457,712	6.20
ベトナム	株式	KINHDO CORP	食品・飲料・タバコ	239,830	239.03	57,328,963	273.60	65,617,488	6.03
ベトナム	株式	HOA PHAT GROUP JSC	素材	214,480	207.83	44,577,523	237.60	50,960,448	4.69
ベトナム	株式	DANANG RUBBER JSC	自動車・自動車部品	226,364	194.56	44,042,129	215.03	48,677,314	4.48
ベトナム	株式	DHG PHARMACEUTICAL JSC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	77,200	547.20	42,243,840	614.40	47,431,680	4.36
ベトナム	株式	VINGROUP JSC	不動産	118,350	356.80	42,228,278	374.40	44,310,240	4.07

ベトナム	株式	PETROVIETNAM FERTILIZER AND CHEMICALS JS	素材	95,700	206.40	19,752,480	218.88	20,946,816	1.93
ベトナム	株式	JSC BANK FOR FOREIGN TRADE	銀行	139,000	132.00	18,348,000	146.40	20,349,600	1.87
ベトナム	株式	VIETNAM JSC COMMERCIAL BANK	銀行	193,465	77.75	15,043,838	83.03	16,065,333	1.48
ベトナム	株式	SAIGON SECURITIES INC	各種金融	109,000	92.64	10,097,760	124.80	13,603,200	1.25
ベトナム	株式	NAM LONG INVESTMENT CORP	不動産	94,960	81.60	7,748,736	93.60	8,888,256	0.82

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

#### ロ 種類別・業種別の投資比率

平成26年2月28日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式（外国）	エネルギー	14.47
	素材	6.61
	資本財	6.20
	自動車・自動車部品	4.48
	食品・飲料・タバコ	28.53
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.36
	銀行	3.35
	各種金融	1.25
	不動産	4.89
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.90
	公益事業	9.91
合 計		91.96

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 〔参考情報〕

基準日2014年2月28日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 基準価額・純資産の推移



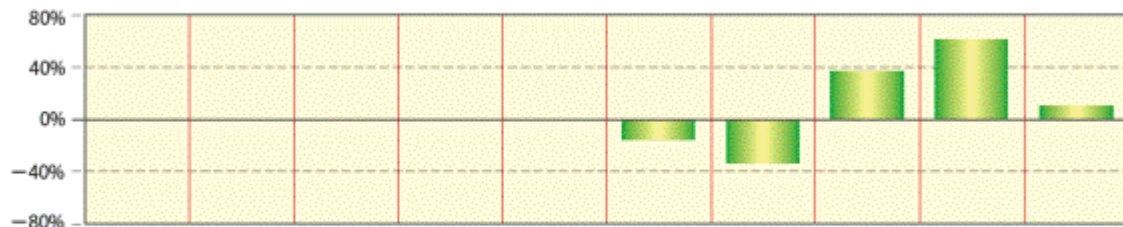
基準価額	13,510円
純資産総額	7億円

## 分配の推移

決算期	分配金
2013年7月	0円
2012年7月	0円
2011年7月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万円当たり、税引前です。

## 年間収益率の推移（暦年ベース）



収益率(%)	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
ファンド	-	-	-	-	-	△15.9	△33.9	37.0	60.7	10.3

2010年のファンドの収益率は、ファンドの設定日(2010年7月1日)から年末までの騰落率を表示しています。  
 2014年のファンドの収益率は、年初から2014年2月28日までの騰落率を表示しています。  
 ファンドにはベンチマークはありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込(販売)手続等】

<訂正前>

( 略 )

#### 八 申込手数料

原則として、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)に、3.15%(税抜き3.0%)を上限<sup>\*</sup>として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

\*消費税率が8%となった場合は「3.24%(税抜き3.0%)を上限」となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

( 略 )

<訂正後>

( 略 )

#### 八 申込手数料

原則として、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)に、3.24%(税抜き3.0%)を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

( 略 )

### 第3【ファンドの経理状況】

#### <訂正前>

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期(平成24年7月13日から平成25年7月12日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

#### <訂正後>

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期(平成24年7月13日から平成25年7月12日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
3. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3、第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
4. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期中間計算期間(平成25年7月13日から平成26年1月12日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

#### [追加]

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」に中間財務諸表(比較情報を除きます。)が追加されます。



## 中間財務諸表

【ベトナム株式ファンド】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

第4期中間計算期間

(平成26年 1月12日現在)

資産の部	
流動資産	
金銭信託	6,549,929
コール・ローン	1,541,097
親投資信託受益証券	568,485,955
未収利息	3
流動資産合計	576,576,984
資産合計	576,576,984
負債の部	
流動負債	
未払解約金	1,220,572
未払受託者報酬	272,253
未払委託者報酬	5,785,378
その他未払費用	23,757
流動負債合計	7,301,960
負債合計	7,301,960
純資産の部	
元本等	
元本	453,828,181
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金( )	115,446,843
元本等合計	569,275,024
純資産合計	569,275,024
負債純資産合計	576,576,984

## （ 2 ）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期中間計算期間 自 平成25年 7月13日 至 平成26年 1月12日
<b>営業収益</b>	
受取利息	263
有価証券売買等損益	117,478,719
営業収益合計	117,478,982
<b>営業費用</b>	
受託者報酬	272,253
委託者報酬	5,785,378
その他費用	23,757
営業費用合計	6,081,388
営業利益	111,397,594
経常利益	111,397,594
中間純利益	111,397,594
一部解約に伴う中間純利益金額の配額	35,910,641
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	45,590,716
剰余金増加額又は欠損金減少額	25,611,391
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	25,611,391
剰余金減少額又は欠損金増加額	31,242,217
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	31,242,217
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	115,446,843

( 3 ) 【中間注記表】  
( 重要な会計方針の注記 )

項 目	第4期中間計算期間 自 平成25年 7月13日 至 平成26年 1月12日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

( 中間貸借対照表に関する注記 )

項 目	第4期中間計算期間 ( 平成26年 1月12日現在 )
1. 受益権総数	当中間計算期間の末日における受益権の総数 453,828,181口
2. 1単位当たり純資産額	1.2544円 ( 1万口 = 12,544円 )

( 金融商品に関する注記 )

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第4期中間計算期間 ( 平成26年 1月12日現在 )
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

## （デリバティブ取引に関する注記）

第4期中間計算期間（平成26年1月12日現在）

該当事項はありません。

## （その他の注記）

項 目	第4期中間計算期間 （平成26年 1月12日現在）
期首元本額	829,786,587円
期中追加設定元本額	156,829,974円
期中一部解約元本額	532,788,380円

## （参考情報）

ベトナム株式ファンドは、「ベトナム株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

## 「ベトナム株マザーファンド」の状況

## （１）貸借対照表

（単位：円）	
（平成26年 1月12日現在）	
資産の部	
流動資産	
預金	50,709,213
コール・ローン	48,930,675
株式	848,387,151
未収利息	40
流動資産合計	948,027,079
資産合計	948,027,079
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	
負債合計	
純資産の部	
元本等	
元本	2,022,214,495
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	1,074,187,416
元本等合計	948,027,079
純資産合計	948,027,079
負債純資産合計	948,027,079

## ( 2 ) 注記表

## ( 重要な会計方針の注記 )

項 目	自 平成25年 7月13日 至 平成26年 1月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

## ( 貸借対照表に関する注記 )

項 目	( 平成26年 1月12日現在 )
1. 受益権総数	平成26年 1月12日における受益権の総数 2,022,214,495口
2. 元本の欠損	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 1,074,187,416円
3. 1単位当たり純資産額	0.4688円 ( 1万円 = 4,688円 )



## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	（平成26年 1月12日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

## （デリバティブ取引に関する注記）

（平成26年1月12日現在）

該当事項はありません。

## （その他の注記）

（平成26年 1月12日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	3,461,994,022円
同期中における追加設定元本額	274,393,150円
同期中における一部解約元本額	1,714,172,677円
平成26年 1月12日現在の元本の内訳	
三井住友・アジア4大成長国オープン	809,573,804円
ベトナム株式ファンド	1,212,640,691円
合 計	2,022,214,495円

## 2【ファンドの現況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」の記載は、下記の通り更新されます。

### 【純資産額計算書】

	平成26年2月28日現在
資産総額	719,316,097 円
負債総額	42,848,130 円
純資産総額（ - ）	676,467,967 円
発行済口数	500,710,401 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3510 円
（ 1万口当たり純資産額	13,510 円）

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

<訂正前>

イ 資本金の額および株式数

平成25年8月30日現在

資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000 株
発行済株式総数	17,640 株

( 略 )

<訂正後>

イ 資本金の額および株式数

平成26年2月28日現在

資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000 株
発行済株式総数	17,640 株

( 略 )

## 2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年8月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（平成25年8月30日現在、単位：百万円）

		本 数	純資産総額
株式投資信託	単位型	<u>18</u> ( 6 )	<u>86,085</u> ( 30,310 )
	追加型	<u>361</u> ( 152 )	<u>5,305,664</u> ( 3,352,633 )
	計	<u>379</u> ( 158 )	<u>5,391,749</u> ( 3,382,943 )
公社債投資信託	単位型	<u>0</u> ( 0 )	<u>0</u> ( 0 )
	追加型	<u>4</u> ( 1 )	<u>274,979</u> ( 191,789 )
	計	<u>4</u> ( 1 )	<u>274,979</u> ( 191,789 )
合 計		<u>383</u> ( 159 )	<u>5,666,728</u> ( 3,574,732 )

( )内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

## &lt;訂正後&gt;

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成26年2月28日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（平成26年2月28日現在、単位：百万円）

		本 数	純資産総額
株式投資信託	単位型	<u>25</u> ( 8 )	<u>190,623</u> ( 40,024 )
	追加型	<u>390</u> ( 159 )	<u>5,196,515</u> ( 3,287,871 )
	計	<u>415</u> ( 167 )	<u>5,387,138</u> ( 3,327,895 )
公社債投資信託	単位型	<u>4</u> ( 4 )	<u>12,651</u> ( 12,651 )
	追加型	<u>4</u> ( 1 )	<u>289,204</u> ( 205,897 )
	計	<u>8</u> ( 5 )	<u>301,855</u> ( 218,548 )
合 計		<u>423</u> ( 172 )	<u>5,688,993</u> ( 3,546,443 )

( )内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

### 3【委託会社等の経理状況】

#### <訂正前>

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、第28期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

#### <訂正後>

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。  
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、第28期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第29期中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

#### [追加]

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」に下記の記載が「中間財務諸表」として追加されます。

## 中間財務諸表

## (1)中間貸借対照表

(単位：千円)

		第29期中間会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		18,563,045
有価証券		3,999,930
前払費用		273,635
未収委託者報酬		4,336,429
未収運用受託報酬		692,610
未収投資助言報酬		475,080
未収収益		11,626
繰延税金資産		238,053
その他		5,184
流動資産合計		28,595,596
固定資産		
有形固定資産	1	291,283
無形固定資産		476,209
投資その他の資産		
投資有価証券		7,083,959
その他		1,382,419
投資その他の資産合計		8,466,379
固定資産合計		9,233,872
資産合計		37,829,469
負債の部		
流動負債		
預り金		51,432
未払金		2,500,651
未払費用		1,651,568
未払法人税等		772,159
前受収益		6,414
賞与引当金		281,048
その他	2	133,311
流動負債合計		5,396,586
固定負債		
退職給付引当金		1,797,300
固定負債合計		1,797,300
負債合計		7,193,887
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		8,628,984
資本剰余金合計		8,628,984

利益剰余金	
利益準備金	284,245
その他利益剰余金	
配当準備積立金	60,000
別途積立金	1,476,959
繰越利益剰余金	17,522,317
利益剰余金合計	19,343,521
株主資本合計	29,972,506
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	663,075
評価・換算差額等合計	663,075
純資産合計	30,635,581
負債純資産合計	37,829,469



## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第29期中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
営業収益			
委託者報酬			15,369,200
運用受託報酬			1,375,297
投資助言報酬			1,045,655
その他の営業収益			56,848
営業収益計			<u>17,847,000</u>
営業費用			11,631,371
一般管理費	1		<u>3,991,038</u>
営業利益			<u>2,224,590</u>
営業外収益	2		40,931
営業外費用	3		<u>19,631</u>
経常利益			<u>2,245,890</u>
特別利益	4		229,144
特別損失	5		<u>21,010</u>
税引前中間純利益			<u>2,454,024</u>
法人税、住民税及び事業税			748,427
法人税等調整額			<u>37,157</u>
法人税等合計			<u>785,584</u>
中間純利益			<u>1,668,440</u>

## (3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第29期中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	2,000,000
当中間期末残高	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	8,628,984
当中間期末残高	8,628,984
資本剰余金合計	
当期首残高	8,628,984
当中間期末残高	8,628,984
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	284,245
当中間期末残高	284,245
その他利益剰余金	
配当準備積立金	
当期首残高	60,000
当中間期末残高	60,000
別途積立金	
当期首残高	1,476,959
当中間期末残高	1,476,959
繰越利益剰余金	
当期首残高	16,718,237
当中間期変動額	
剰余金の配当	864,360
中間純利益	1,668,440
当中間期変動額合計	804,080
当中間期末残高	17,522,317
利益剰余金合計	
当期首残高	18,539,441
当中間期変動額	
剰余金の配当	864,360
中間純利益	1,668,440
当中間期変動額合計	804,080
当中間期末残高	19,343,521
株主資本合計	
当期首残高	29,168,425
当中間期変動額	
剰余金の配当	864,360
中間純利益	1,668,440
当中間期変動額合計	804,080

当中間期末残高	29,972,506
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	529,488
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	133,587
当中間期変動額合計	133,587
当中間期末残高	663,075
評価・換算差額等合計	
当期首残高	529,488
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	133,587
当中間期変動額合計	133,587
当中間期末残高	663,075
純資産合計	
当期首残高	29,697,914
当中間期変動額	
剰余金の配当	864,360
中間純利益	1,668,440
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	133,587
当中間期変動額合計	937,667
当中間期末残高	30,635,581

## 重要な会計方針

### 1．資産の評価基準及び評価方法

#### (1)有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

### 2．固定資産の減価償却の方法

#### (1)有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

#### (2)無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### 3．引当金の計上基準

#### (1)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

#### (2)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

### 4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 注記事項

(中間貸借対照表関係)

第29期中間会計期間 (平成25年9月30日)	
1.有形固定資産の減価償却累計額	986,642千円
2.消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額の重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。
3.当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。	当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。
	当座借越極度額の総額 10,000,000千円
	借入実行残高 -
	差引額 10,000,000千円
4.当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York) Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額36,519千円の支払保証を行っております。	

(中間損益計算書関係)

第29期中間会計期間 (自平成25年4月1日至平成25年9月30日)	
1.減価償却実施額	
有形固定資産	43,638千円
無形固定資産	61,323千円
2.営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	2,635千円
受取配当金	33,323千円
3.営業外費用のうち主要なもの	
為替差損	19,593千円
4.特別利益のうち主要なもの	
負ののれん発生益	186,047千円
投資有価証券売却益	37,926千円
5.特別損失のうち主要なもの	
合併関連費用	17,127千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第29期中間会計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

1.発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

2.剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月24日 定時株主総会	普通株式	864,360	49,000	平成25年 3月31日	平成25年 6月25日

## （リース取引関係）

第29期中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
1. オペレーティング・リース取引 (借主側)	
未経過リース料（解約不能のもの）	
1年以内	519,884千円
1年超	988,505千円
合 計	1,508,389千円

## （金融商品関係）

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

第29期中間会計期間（平成25年9月30日）

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	18,563,045	18,563,045	-
(2)未収委託者報酬	4,336,429	4,336,429	-
(3)未収運用受託報酬	692,610	692,610	-
(4)未収投資助言報酬	475,080	475,080	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	3,999,930	3,999,600	330
その他有価証券	7,051,551	7,051,551	-
(6)投資その他の資産			
長期差入保証金	541,954	541,954	-
資産計	35,660,602	35,660,272	330
(1)未払金			
未払手数料	2,285,873	2,285,873	-
負債計	2,285,873	2,285,873	-

## （注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬 及び

(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券については取引金融機関から提示された価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等によって、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6)投資その他の資産

長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

**負債****(1) 未払金**

## 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	298
投資証券	32,110
合計	32,408
子会社株式及び関連会社株式	
非上場株式	353,036
合計	353,036

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(5) その他有価証券」には含めておりません。また、「中間貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当中間会計期間における減損処理額は、930千円です。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

第29期中間会計期間（平成25年9月30日）

## 1. 満期保有目的の債券

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 中間貸借対照表日の時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	-	-	-
小計	-	-	-
(2) 中間貸借対照表日の時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	3,999,930	3,999,600	330
小計	3,999,930	3,999,600	330
合計	3,999,930	3,999,600	330

## 2. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 353,036千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

## 3. その他有価証券

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	6,299,919	5,292,133	1,007,786
小計	6,299,919	5,292,133	1,007,786
(2)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	751,631	762,854	11,222
小計	751,631	762,854	11,222
合計	7,051,551	6,054,987	996,563

(注) 非上場株式等(中間貸借対照表計上額 32,408千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## (デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

## (企業結合等関係)

取得による企業結合

## 1. 企業結合の概要

## (1)被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 トヨタアセットマネジメント株式会社

事業の内容 投資運用業等

## (2)企業結合を行った主な理由

当社とトヨタアセットマネジメント株式会社の経営統合により、地域性や商品性などの相互補完関係を活かすことで、国内における事業基盤の飛躍的な拡大と運用・商品開発力の強化、更に、経営におけるシナジー発揮などを通じ、お客様サービスのより一層の向上が行えるとの判断に至り、合併致しました。

## (3)企業結合日

平成25年4月1日

## (4)企業結合の法的形式

当社がトヨタアセットマネジメント株式会社の全株式を取得した後に行い、当社を存続会社とする吸収合併方式

## (5)結合後企業の名称

三井住友アセットマネジメント株式会社

## (6)取得した議決権比率

100%

## (7)取得企業を決定するに至った根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによっております。



2. 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間  
平成25年4月1日から平成25年9月30日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	760,008千円
取得に直接要した費用	2,145千円
取得原価	762,153千円

4. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

当社は、トヨタアセットマネジメント株式会社の発行済株式の全てを所有していたため、合併に際しては新株の発行及び金銭等の交付はありません。

5. 発生したのれんの金額及び発生原因

(1) 負ののれん

186,047千円

(2) 発生原因

受け入れた資産及び引き受けた負債の純額が、被取得企業の取得の対価算定時の企業評価に基づく投資額を上回ったことによります。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,604,153千円
固定資産	258,107千円
資産合計	1,862,260千円

流動負債	619,705千円
固定負債	75,176千円
負債合計	694,881千円

7. 企業結合が当中間会計期間の開始の日に完了したと仮定した場合の当中間会計期間の中間損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

企業結合が当中間会計期間の開始日に完了しているため、該当事項はありません。

(資産除去債務等)

該当事項はありません。

## (セグメント情報等)

第29期中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

## 1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	15,369,200	1,375,297	1,045,655	56,848	17,847,000

## (2) 地域ごとの情報

## 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## 3. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報の記載を省略しております。

## （ 1 株当たり情報 ）

第29期中間会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)	
1 株当たり純資産額	1,736,710円96銭
1 株当たり中間純利益	94,582円78銭
<p>なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。</p>	
<p>(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎</p>	
中間貸借対照表の純資産の部の合計額	30,635,581千円
普通株式に係る純資産額	30,635,581千円
普通株式の発行済株式数	17,640株
1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	17,640株
<p>1 株当たり中間純利益の算定上の基礎</p>	
中間損益計算書上の中間純利益	1,668,440千円
普通株式に係る中間純利益	1,668,440千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	17,640株

## 第2【その他の関係法人の概況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容」の記載は、下記の通り更新されます。

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## イ 受託会社

- (イ) 名称 三井住友信託銀行株式会社
- (ロ) 資本金の額 342,037百万円（平成25年9月末現在）
- (ハ) 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## 〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- ・ 名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 51,000百万円（平成25年9月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## ロ 販売会社

(イ) 名称	(ロ) 資本金の額	(ハ) 事業の内容
株式会社SBI証券	47,937百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
高木証券株式会社	11,069百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社三井住友銀行	1,770,996百万円	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。

資本金の額は、平成25年9月末現在。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成26年2月18日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 敏夫 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているベトナム株式ファンドの平成25年7月13日から平成26年1月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ベトナム株式ファンドの平成26年1月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年7月13日から平成26年1月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

[委託会社の中間監査報告書へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月29日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 敏夫	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辰巳 幸久	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。